

北名古屋社協ホームヘルプステーションもえの丘
障害者等居宅介護事業重要事項説明書

令和7年1月1日現在

◇◆目次◆◇

| | | |
|----|--------------------|----|
| 1 | 事業者 | 1 |
| 2 | 事業所の概要 | 1 |
| 3 | サービス実施地域及び営業日等 | 1 |
| 4 | 職員の職種・員数・職務の内容 | 1 |
| 5 | 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 2 |
| 6 | サービスの利用に関する留意事項 | 7 |
| 7 | 虐待防止 | 8 |
| 8 | 身体拘束等の禁止 | 8 |
| 9 | 業務継続計画の策定等 | 8 |
| 10 | 感染症対策等 | 8 |
| 11 | 緊急時等における対応方法 | 8 |
| 12 | 苦情の受付について | 9 |
| 13 | 第三者評価の実施状況 | 9 |
| | 重要事項説明書の確認 | 10 |

当事業所は障害福祉の指定を受けています。
(愛知県 第 2310800160 号)

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北名古屋市
- (3) 電話番号 0568-25-8500
- (4) 代表者氏名 会長 竹谷 久美子
- (5) 設立年月日 平成 18 年 3 月 20 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業
及び指定同行援護事業
(平成 20 年 4 月 1 日指定愛知県 2310800160 号)
- (2) 提供サービス 指定居宅介護サービス、指定重度訪問介護サービス
及び指定同行援護サービス
- (3) 事業所の名称 北名古屋市社協ホームヘルパーステーションもえの丘
- (4) 事業所の所在地 北名古屋市熊之庄大畔 48 番地
- (5) 電話番号 0568-26-2728
- (6) 管理者氏名 木本 靖代
- (7) 当事業所の運営方針

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

- (8) 開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日

3 サービス実施地域及び営業日等

- (1) 通常のサービスの実施地域 北名古屋市
- (2) 営業日等

| | |
|----------|------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで(休日及び12月29日から1月3日までを除く。) |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| サービス提供時間 | 午前9時から午後5時まで |

※ 上記以外に、サービスが実施可能な場合は、営業日及びサービス提供時間以外もサービスを提供します。

4 職員の職種・員数・職務の内容

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 従事者

ア サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたサービス内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成等を行います。

イ 訪問介護員 2.5 名以上

訪問介護員は、サービスの提供に当たります。

ウ 事務職員 1 名

事務職員は介護報酬請求事務及びその他必要な事務に当たります。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

ア 居宅介護

援護が必要な障害者及び障害児宅へ訪問介護員を派遣し、身体介護及び家事援助を行います。

(ア) 身体介護…入浴・排せつ・食事、散歩等の介護を行います。

(イ) 家事援助…調理・洗濯・掃除・買い物等の日常生活上の支援を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害者宅へ訪問介護員を派遣し、身体介護、家事援助、外出時の移動介護を総合的に行います。

ウ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者宅等へ訪問介護員を派遣し、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

(2) サービスの提供方法

ア サービスの提供にあたっては、契約者の居宅介護計画等を作成し、その計画に基づきサービスを行います。サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が作成されている場合は、その内容に沿った居宅介護計画等を立案します。

イ 居宅介護計画等に従ったサービスの実施状況及び援助目標の達成の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて内容を変更しながらサービスを提供してまいります。

(3) 利用料金

サービスを利用した場合の利用料金（利用者負担額）は、次のとおりです。

ア 居宅介護

(ア) 身体介護及び通院等介助（身体介護あり） () は単位数

| サービスに要する時間 | 基準額 | 利用者負担額 |
|---------------|--------------------------------|-------------------|
| 30分未満 | 2,652円(256) | 265円 |
| 30分以上1時間未満 | 4,185円(404) | 418円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 6,081円(587) | 608円 |
| 1時間30分以上2時間未満 | 6,930円(669) | 693円 |
| 2時間以上2時間30分未満 | 7,811円(754) | 781円 |
| 2時間30分以上3時間未満 | 8,671円(837) | 867円 |
| 3時間以上 | 9,541円(921)に30分増すごとに+859円(+83) | 954円に30分増すごとに+85円 |

(イ) 家事援助 () は単位数

| サービスに要する時間 | 基準額 | 利用者負担額 |
|------------------|--------------------------------|-------------------|
| 30分未満 | 1,098円(106) | 109円 |
| 30分以上45分未満 | 1,585円(153) | 158円 |
| 45分以上1時間未満 | 2,040円(197) | 204円 |
| 1時間以上1時間15分未満 | 2,476円(239) | 247円 |
| 1時間15分以上1時間30分未満 | 2,849円(275) | 284円 |
| 1時間30分以上 | 3,221円(311)に30分増すごとに+362円(+35) | 322円に30分増すごとに+36円 |

(ウ) 通院等介助（身体介護なし） () は単位数

| サービスに要する時間 | 基準額 | 利用者負担額 |
|---------------|--------------------------------|-------------------|
| 30分未満 | 1,098円(106) | 109円 |
| 30分以上1時間未満 | 2,040円(197) | 204円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 2,849円(275) | 284円 |
| 1時間30分以上 | 3,574円(345)に30分増すごとに+714円(+69) | 357円に30分増すごとに+71円 |

イ 重度訪問介護

() は単位数

| サービスに要する時間 | 基準額 | 利用者負担額 | | |
|--------------------|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 1 時間未満 | 1,926 円 (186) | 192 円 | | |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 2,869 円 (277) | 286 円 | | |
| 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 3,822 円 (369) | 382 円 | | |
| 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 4,775 円 (461) | 477 円 | | |
| 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 5,729 円 (553) | 572 円 | | |
| 3 時間以上 3 時間 30 分未満 | 6,671 円 (644) | 667 円 | | |
| 3 時間 30 分以上 4 時間未満 | 7,624 円 (736) | 762 円 | | |
| 4 時間以上 8 時間未満 | 8,505 円(821)に 30 分増すごとに+880 円(+85) | 850 円に 30 分増すごとに+88 円 | 著しく 重度の 方 (+15%) | 区分 6 に該当 する方 (+8.5%) |
| 8 時間以上 12 時間未満 | 15,591 円(1,505)に 30 分増すごとに+880 円(+85) | 1,559 円に 30 分増すごとに+88 円 | | |
| 12 時間以上 16 時間未満 | 22,626 円(2,184)に 30 分増すごとに+839 円(+81) | 2,262 円に 30 分増すごとに+83 円 | | |
| 16 時間以上 20 時間未満 | 29,360 円(2,834)に 30 分増すごとに+890 円(+86) | 2,936 円に 30 分増すごとに+89 円 | | |
| 20 時間以上 24 時間未満 | 36,467 円(3,520)に 30 分増すごとに+828 円(+80) | 3,646 円に 30 分増すごとに+82 円 | | |

ウ 同行援護

() は単位数

| サービスに要する時間 | 基準額 | 利用者負担額 | 区分3 に該当 する方 (+20%) | 区分4 以上に 該当す る方 (+40%) |
|---------------|--|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 30分未満 | 1,978円(191) | 197円 | | |
| 30分以上1時間未満 | 3,128円(302) | 312円 | | |
| 1時間以上1時間30分未満 | 4,516円(436) | 451円 | | |
| 1時間30分以上2時間未満 | 5,190円(501) | 519円 | | |
| 2時間以上2時間30分未満 | 5,863円(566) | 586円 | | |
| 2時間30分以上3時間未満 | 6,547円(632) | 654円 | | |
| 3時間以上 | 7,220円(697)に30分 増すごとに+683円 (+66) | 722円に30分増す ごとに+68円 | | |

※北名古屋市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10.36円を乗じた金額が基準額となっています。

※利用者負担額は、1回当たりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

※利用者負担額には、月額負担上限額が設定されています。

※平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、給付の対象となります。

(ア) 早朝（午前6時から8時まで）：25%

(イ) 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

(ウ) 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

※重度訪問介護は、1日につき3時間超の支給決定を基本とします。

上記のサービスのほかに、次のサービス加算があります。

エ 移動介護加算

重度訪問介護において、移動中の介護を実施した場合は、1時間未満103円（100単位）、1.5時間未満129円（125単位）、2時間未満155円（150単位）、2.5時間未満181円（175単位）、3時間未満207円（200単位）、3時間以上259円（250単位）の利用者負担額が加算されます。

オ 初回加算

新規に居宅介護計画等を作成し、初回に実施した居宅介護、重度訪問介護又は同行援護（以下「居宅介護等」という。）と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護等を行う場合又は他の訪問介護員が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合は、207円（200単位）の利用者負担額が加算されます。

カ 緊急訪問介護加算

契約者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が相談支援専門員と連携を図り、相談支援専門員が必要と認めたとき、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅介護計画等のない居宅介護等（身体介護中心）を行った場合は、月2回を限度に1回につき103円（100単位）の利用者負担額が加算されます。

キ 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額の上限額管理事務を行った場合は、155円（150単位）の利用者負担額が加算されます。

※ アからキの利用者負担額は、厚生労働大臣が定めたサービス費用に要する算定基準の額です。今後、この額が改正された場合は、改正後の額に変更となります。

ク 事業者は、契約者に代わって基準額の9割を、国民健康保険団体連合会から給付を受けます（法定代理受領）。

ケ 契約者がサービス等利用計画等が作成されておらず、サービスを利用した場合は、法定代理受領ができなくなり、サービス費用の全額を事業者に支払うこととなります（償還払い）。

コ サービス利用の際は「障害福祉サービス受給者証」を提示願います。

サ サービス等利用計画等で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(4) 給付対象とならない料金

通院介護等で、訪問介護員の交通機関等の交通費、入場料、利用料等が必要な場合は、その都度、全額が契約者の負担となります。

(5) 利用料金の支払方法

サービス利用料金の支払は、口座振替又は現金払にて利用月単位で納めていただきます。

ア 口座振替… 利用月の翌々月の6日振替日（その日が金融機関休日の場合は、翌営業日）

イ 現金払… 利用月の翌月の月末納期（その日が本事業所の営業日でない場合は、翌営業日）

現金払の納付場所は、総合福祉センターもえの丘受付窓口です。

(6) 利用の中止、変更、追加

ア 契約者の都合により、サービスの利用の中止又は変更、若しくは担当相談支援

専門員同意の上での新たなサービスの利用を追加する場合は、サービスの実施日の前日までに必ず事業者及び担当相談支援専門員に申し出てください。

イ 利用予定日の前日までに事業所に申出がなく、当日の利用が中止された場合、取消料として1回当たり500円の料金をお支払いいただく場合があります。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

担当の訪問介護員を決定します。ただし、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。

(2) 訪問介護員の交替

ア 契約者からの交替の申出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合には、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

ア 定められた業務以外の禁止

契約者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ 訪問介護サービスの実施に関する指示等

サービスの実施に関する指示等は事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）は、契約者で用意していただき、無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、契約者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) その他サービスの留意事項

ア 医療行為を行うことはできません。

イ 契約者以外の家族等に対するサービス提供はできません。

ウ 契約者若しくはその家族等からの高価な物品等の授受はできません。

エ 車両の運転、散髪等の資格を有する専門的なことを行うことはできません。

オ サービス時間以外の薬の受取、買い物等はできません。

カ 訪問介護員が、サービス毎に「サービス提供記録票」及び「ホームヘルパー活動記録確認書」の内容確認を求めますので、記載内容に不備がなければ、その都度確認の捺印をお願いします。

キ 本内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、給付費の改正等で変更になる場合があります。

(6) サービスにあたっての禁止事項

ア 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。

イ パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。

ウ サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

7 虐待防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。
- (4) 職員は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市役所に相談します。
- (5) 上記(1)～(4)までを適切に実施するための担当を施設長が行います。

8 身体拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状況や理由等必要な事項を記録します。

9 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害者等居宅介護事業の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じます。また職員に対する周知、研修、訓練を実施し、計画の見直しを行います。

10 感染症対策等

感染症が発生し又はまん延しないように、対策を検討する委員会の開催と結果の職員への周知徹底、指針の整備、研修及び訓練の定期的実施を行います。

11 緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに、契約者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族等の緊急連絡先に連絡を取り、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、緊急の場合は、救急車対応を取ります。
- (2) サービス提供により事故が発生した場合は利用者の家族や都道府県・市役所及び相談支援事業所の医療・福祉・介護・行政機関に必要に応じた報告と連絡を行

うとともに事故の状況及び事故に際して記録しその原因を解明し再発防止策を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

1 2 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付窓口 北名古屋市社協ホームヘルパーステーションもえの丘

担当者 木本 靖代

北名古屋市熊之庄大畔 48 番地 電話番号 0568-26-2728

F A X 0568-26-2731

イ 受付時間 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>北名古屋市役所 社会福祉課 障害者担当</p> | <p>所在地 北名古屋市熊之庄御榊 60 番地 電話番号 0568-22-1111 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> |
| <p>愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会</p> | <p>所在地 名古屋市東区白壁一丁目 5 0 電話番号 052-212-5515 ・ F A X 052-212-5514 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで</p> |

1 3 第三者評価の実施状況

実施していない。

令和 年 月 日

私、及び家族は、「障害者等居宅介護事業重要事項説明書」の内容の説明を受けました。

事業者 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会 殿

契約者 住 所 北名古屋市

氏 名

契約者は身体の状態等により署名できないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名

(契約者との続柄)

| |
|-------------|
| 契約書・重要事項説明者 |
|-------------|